

●アメリカン・エキスプレス・ビジネス・カード会員規約新旧対照表（傍線部分は改定部分。）

改定前	改定後
<p>第1条(会員およびビジネス・カード等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (1) (略)</p> <p>(2)「基本カード会員」とは、法人会員が指定する法人会員の登記上の代表取締役その他会社を代表する権限を有する個人または、個人区分申込の場合には当該個人で、当社が入会を認めた者をいいます。当社は、基本カード会員に対し、1枚または複数のカードを発行し、貸与します。この規約に基づいて発行されるカード、ご利用代金明細書等は追加カード会員分も含め、基本カード会員に対して<u>送付</u>されます。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>第1条(会員およびビジネス・カード等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (1) (略)</p> <p>(2)「基本カード会員」とは、法人会員が指定する法人会員の登記上の代表取締役その他会社を代表する権限を有する個人または、個人区分申込の場合には当該個人で、当社が入会を認めた者をいいます。当社は、基本カード会員に対し、1枚または複数のカードを発行し、貸与します。この規約に基づいて発行されるカード、ご利用代金明細書等は追加カード会員分も含め、基本カード会員に対して<u>交付</u>されます。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3. (略)</p>
<p>第10条(カード利用代金等の支払い)</p> <p>1. 当社は、カード利用代金等を、追加カード会員がいる場合はそのカード利用代金等もあわせて、別途定める毎月の所定期に締め切り、一括して基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により<u>交付</u>します。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申し出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用代金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。)に、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員が指定する口座から自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。ただし、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を当社の指定する銀行口座への振込による方法に代えることができるものとし、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。</p> <p>2.～8. (略)</p>	<p>第10条(カード利用代金等の支払い)</p> <p>1. 当社は、カード利用代金等を、追加カード会員がいる場合はそのカード利用代金等もあわせて、別途定める毎月の所定期に締め切り、一括して基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を<u>交付</u>します。『ご利用代金明細書』の交付は、原則として、電磁的方法により行われるものとします。基本カード会員は当社所定の方法により、『ご利用代金明細書』をインターネットで閲覧することができます。ただし、当社がカードご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合は、『ご利用代金明細書』を郵送にて送付する場合があります。また、基本カード会員が『ご利用代金明細書』の郵送を希望する場合は、基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付します。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになつた時(郵送にて送付される場合にはこれを受け取つた時)から、2週間以内に会員からの申し出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用代金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。)に、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員が指定する口座から自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。ただし、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を当社の指定する銀行口座への振込による方法に代えることができるものとし、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。</p> <p>2.～8. (略)</p>
<p>第15条(届出事項の変更)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項の届出がなかった場合においては、このために当社からの通知その他の送付物の到着が遅れ、またはこれらが到達しなくとも、当社は、会員宛てに通常到達すべきときに届いているものとみなします。ただし、前項の届出を怠つたことにつきやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。</p>	<p>第15条(届出事項の変更)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項の届出がなかった場合においては、このために当社からの通知その他の送付物(メール等を含みます。)の到着が遅れ、またはこれらが到達しなくとも、当社は、会員宛てに通常到達すべきときに届いているものとみなします。ただし、前項の届出を怠つたことにつきやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。</p>

●ペイフレックス・あとリボ特約新旧対照表（傍線部分は改定部分。）

改定前	改定後
<p>第5条(ペイフレックス利用代金の支払)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第10条第8項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものといたします。</p>	<p>第5条(ペイフレックス利用代金の支払)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時（郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時）から、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第10条第8項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものといたします。</p>

●個人情報の取扱いに関する同意条項および重要事項新旧対照表（傍線部分は改定部分。）

改定前	改定後
<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、提供)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 会員等は、以下の場合に、当社が本条第1項(1)(2)および(8)のうち目的達成に必要最小限の個人情報をそれぞれ以下に記載の者に対して提供し、提供先が利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 会員等の依頼に基づく旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等および手配代行者(必要な場合に限る)に対し、個人情報を電磁的方法等で<u>送付</u>することにより提供する場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5.～6. (略)</p>	<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、提供)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 会員等は、以下の場合に、当社が本条第1項(1)(2)および(8)のうち目的達成に必要最小限の個人情報をそれぞれ以下に記載の者に対して提供し、提供先が利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 会員等の依頼に基づく旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等および手配代行者(必要な場合に限る)に対し、個人情報を電磁的方法等で<u>交付</u>することにより提供する場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5.～6. (略)</p>
<p>＜お問い合わせ先＞</p> <p>アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc. メンバーシップ・サービス・センター 電話0120-941780 またはカード裏面に記載の電話番号</p>	<p>＜お問い合わせ先＞</p> <p>アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコ ーポレイテッド メンバーシップ・サービス・センター 電話0120-941780 またはカード裏面に記載の電話番号</p>